

第436回佐賀地方最低賃金審議会

1 日時 令和5年3月14日(火) 15時00分~

2 場所 佐賀第2合同庁舎 共用大会議室2

3 出席者

公益委員	安 德 弥 生
	甲 斐 今日子
	富 田 義 典
	松 本 さざり
	安 永 治 郎

労働者代表委員	草 場 薫
	小 池 和 明
	松 尾 和 寿
	矢ヶ部 教 馬
	吉 岡 保 博

使用者代表委員	八 谷 浩 司
	平 野 智 子
	淵 上 正 樹
	松 永 智 彦

事務局	
労働局長	重 河 真 弓
労働基準部長	川 辺 博 之
賃金室長	川 浪 盛 雄
賃金指導官	山 下 恵美子
賃金調査員	伊 東 怜 奈

賃金指導官

定刻となりました。

審議に入ります前に、事務局から御報告をいたします。本審議会が最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数の10名に達していることを御報告申し上げます。

それでは、富田会長、議事の進行をお願いいたします。

富田会長

ただ今から、「第436回佐賀地方最低賃金審議会」を開催いたします。

それでは、議事次第にしたがって審議を進めたいと思います。

まず、議事次第(1)の「特定最低賃金専門部会の改正審議経過報告について」でございます。

特定最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第5項が適用されておりましたので、専門部会の議決を審議会の議決として、結審日に佐賀労働局長あて答申し、既に発効しております。

本日は、各専門部会の部会長から、審議経過につきまして報告をしていただきます。

なお、3つの専門部会の報告が終わりましてから、御意見、御質問を承るという予定で進めてまいりたいと思いますので、よろしいでしょうか。

各委員

はい。

富田会長

ありがとうございます。

それでは先ず、一般機械器具製造業関係最低賃金専門部会につきまして、私が専門部会長でありましたので御報告いたします。

それでは、一般機械器具製造業関係最低賃金専門部会金額審議の経過について報告します。

去る、令和4年8月24日に開催されました、「第435回佐賀地方最低賃金審議会」において、佐賀労働局長より金額改正の諮問がありました。

それを受けて、第1回専門部会を令和4年10月14日に開催し、部会長及び部会長代理の選出を行い、経済統計資料、賃金調査結果等について確認をした後、労使同席の下で労使双方から今年度の金額審議に係る基本的な考え方について、意見交換を行いました。

その後、10月20日、25日、31日と合計4回にわたり金額審議を重ねまし

た。

当初は、労使の意見に隔たりがございましたが、各委員の皆様の熱心な御審議と御理解によって、第4回専門部会におきまして全会一致にて結審し、同日付けをもって、佐賀労働局長あて答申を行いました。

答申の具体的内容につきましては、お手元の資料の1ページから3ページに添付してあります報告書のとおりですので御覧ください。

改正されました最低賃金額は、時間額は929円で、33円の引上げでございました。発効日は令和4年12月30日に法定どおり発効しております。

以上、一般機械器具製造業関係最低賃金専門部会についての御報告でございます。

それでは続きまして、電気機械器具製造業関係最低賃金専門部会の報告を、甲斐部会長にお願いいたします。

甲斐会長代理（電気機械部会長）

それでは、電気機械器具製造業関係最低賃金専門部会金額審議の経過につきまして御報告いたします。

資料は、お手元の資料の4ページから6ページにあります。

去る、令和4年8月24日に開催されました、「第435回佐賀地方最低賃金審議会」において、佐賀労働局長より金額改正の諮問がありました。

それを受けて、第1回専門部会を令和4年10月13日に開催しました。そこでは、部会長及び部会長代理の選出を行い、その後、経済統計資料や賃金調査結果等について確認をした後、労使同席の下で労使双方から今年度の金額審議に係る基本的な考え方について、意見表明が行われました。

その後、10月19日、25日と合計3回にわたり金額審議を重ねました。

当初は、労使の意見に隔たりがございましたが、各委員の皆様の熱心な御審議と御理解により、第3回専門部会において全会一致にて結審し、同日付けをもって、佐賀労働局長あて答申を行いました。

答申の具体的内容につきましては、お手元の資料の6ページに添付してあります報告書を御覧ください。

改正されました最低賃金額は、時間額は900円で、33円の引上げでございます。発効日は、令和4年12月24日に法定どおり発効しております。

以上、報告申し上げます。

富田会長

ありがとうございました。

それでは続きまして、陶磁器・同関連製品製造業最低賃金専門部会の報告を、

安徳部会長にお願いいたします。

安徳委員（陶磁器部会長）

それでは、陶磁器・同関連製品製造業最低賃金専門部会金額審議の経過について、報告いたします。

お手元の資料の7ページから8ページを御覧ください。

去る、令和4年8月24日に開催されました、「第435回佐賀地方最低賃金審議会」において、佐賀労働局長より金額改正の諮問がありました。

それを受けて、第1回佐賀県最低賃金専門部会を令和4年10月17日に開催し、部会長及び部会長代理の選出を行い、経済統計資料、賃金調査結果等について確認をした後、労使同席の下で労使双方から今年度の金額審議に係る基本的な考え方について、意見表明が行われました。

各委員の皆様のご熱心な御審議と御理解により、第1回専門部会において全会一致にて結審し、同日付けをもって、佐賀労働局長あて答申を行いました。

答申の具体的内容につきましては、お手元の資料の7ページから8ページに添付しております報告書のとおりです。

改正されました最低賃金額は、時間額は854円で、32円の引上げでございます。発効日は、令和4年12月16日に法定どおり発効しております。

以上、報告いたします。

富田会長

ありがとうございました。

ただ今、3つの佐賀県最低賃金専門部会の部会長から審議経過につきまして報告がありました。各委員の皆様、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

富田会長

御意見等がないようであれば、議事次第（2）「特定最低賃金改正に係る意向表明について」について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

事務局より説明させていただきます。

資料は、お手元の資料の18ページと19ページになります。

佐賀県におけます現行の特定（産業別）最低賃金3業種につきまして、お手

元の資料のとおり、賃金改定の意向表明がありました。

金額改定を申し出る主たる理由としまして、産業別の一般労働者賃金と最低賃金格差が大きいこと、それから 2023 年春季生活闘争で一般労働者の賃上げ要求書が提出され、賃金改善が行われる状況にあることです。

お手元の資料の 18 ページのとおり、3 団体から提出がなされております。

なお、今後、特定最低賃金改定の申し出をされる際に、留意していただきたい点について大きく 2 点説明させていただきます。

申出の要件でございますが、最低賃金法第 16 条の規定では、特定最低賃金については、地域別最低賃金を上回るものでなければならぬとなっております。申出時に下回った場合は、申出の再検討をお願いすることになりますので、よろしくお願いいいたします。

それから、意向表明につきまして、意向表明時点で確認できる適用労働者数を、関係労使の方にメール等でお知らせをしております。ちなみに陶磁器で 1,860 人、一般機械で 4,350 人、電気機械で 6,710 人です。それぞれの、適用労働者の 3 分の 1 の確保をお願いいたします。

それと合わせて、関係労使が合意した協約額については、地域別最低賃金の目安の動向に留意をお願いいたします。

なお、申出時期につきましては、7 月末を目途にお願いいたします。

以上、資料 18 ページから 19 ページの説明でした。

富田会長

ありがとうございました。

労働者代表委員の方から、意向表明につきまして意見、補足等がございましたらお願いします。順番といたしましては、例年どおりの順番で、意向表明がございましたら一般機械、電気機械、陶磁器の順番で御説明いただきたいと思っております。

まず、一般機械器具製造業関係からお願いします。

小池委員

労働者代表委員の小池です。よろしく申し上げます。

一般機械器具製造業関係の賃金改定について、昨年度は部会長も申し上げられましたとおりに、4 回の部会の中全会一致で 929 円ということで大変感謝を申し上げたいと思っております。

その中でも、私どもの主張として地域別最低賃金との比率、労使の歩み寄り方の交渉の在り方、この 2 点がどうしてもまだ昨年の尾を引いているのかなというイメージがありますが、来年度も交渉に挑みたいと思っております。

皆様御存じのとおり昨今の春季生活中では、大手、中小企業含めて大幅な賃金要求を行っております。

政府も経営者団体も、最大のテーマは、適正価格と価格転嫁の促進と大企業を中心としたパートナーシップの構築宣言等々、大きく様変わりした動きの中で、私どもも中小企業とか非正規の方々にどう波及効果を及ぼすかということが非情に大きなテーマと考えております。

そういう中での、特定最低賃金の位置づけは、非常な大きなものがあると認識しております。先ほど申し上げられましたとおり、佐賀県の一般機械製造業では、適用労働者数は4,350人となっております。昨年よりも10人程増加はしており、大変厳しい中でも各経営者の方は、労働者の雇用を守っていると考えられます。

しかし、そういう中で私どもは、人への投資という意味ではもっと佐賀独特の製造業の賃金を上げるべく、この意向表明をいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。以上です。

矢ヶ部委員

電気機械器具製造業関係の矢ヶ部です。

今年度の特定最低賃金の審議に当たっては、公益委員の方はもちろんですが、使用者側の淵上委員、松永委員、蒲原委員も真摯な討議、誠意ある回答をいただきまして、電気機械の担当としては大変感謝をしているところであります。

電気機械製造業は6,000名を超える従事者がおり、佐賀県内でも一番大きい産業です。来年度も意向表明を提出して取り組みを行っていきたいと思います。

私も先ほどまで団体交渉に参加しておりました。今は交渉期間中ですが、組合員の期待も高くなっています。最低賃金については、組織されていない労働者に波及させるという大きな意味があります。真摯な議論をしたいと思いますので、来年度もよろしく申し上げます。

電気の方は、終わらせていただきます。

以上です。

草場委員

陶磁器の草場です。よろしくお願いいたします。

陶磁器においては、昨年非常に厳しい意見を使用者側委員の皆様方から伺いましたが、委員の皆様の御理解をいただいたことを感謝しております。

国内を見ても、今年こそは大幅な賃上げをということで非常に盛り上がりを見せている状況の中です。

私たち陶磁器においても、先ほど一般機械、電気機械の方から言われたよう

に、適用労働者が非常に少ない人数の中で、今陶磁器産業を守っている状況下にあります。

地場産業である陶磁器業界で働く企業も、求人を毎年あるいは年間通して出されておりますけれども、なかなか問い合わせがないという状況下にあります。そういう中で、私たち陶磁器産業においても、佐賀県の地場産業であるということに自負を持ちながら働いている状況下にあります。

しかしながら、今言いましたように少子化が進む中、新規人材を今後求めていくためにはやはり底上げが必要ではないかと考えております。一般機械、電気機械共に、ここに賃上げの状況の報告がありましたけれども、非常に大きい格差があります。

そういった中で、追いつこうとは思っておりませんが、新しい人あるいは少なくなった新規の人たちを求めるためには、これ以上格差が大きくなったら、目を向けていただけないという状況下が続くのではないかと考えております。

今後共、陶磁器を若い人たちあるいは現役で働いている方も、これ以上陶磁器から離れていかない、目を向けていただけないという事を何とか歯止めをかけていきたいと思っております。

今の状況、まだ物価高も続くというふうに予想されますけれども、企業としても燃料費や原材料費の負担は少ないとは思っておりますけれども、企業に働く方々の生活をおろそかにしては、当然企業としても成り立っていかないと考えております。小池委員も言われたように、人への投資も考えていただきたいと考えております。

雇用の維持・確保は、企業の存続にも今後繋がってくるのではないかと考えます。今の陶磁器の産業別の適用労働者を考えれば、先細りというのが非常に懸念される状況にあります。

今年度も意向表明をさせていただきながら、これ以上ほかの産業に置いて行かれないような感じで、何とか頑張っていければと思っておりますので、皆様方の更なる御理解をいただきながら、審議の場を作っていただければと思っております。

以上です。

富田会長

ありがとうございました。

以上、労働者側からの「意向表明」についての説明でございました。説明に関しまして、使用者側の委員の皆様から御質問、御意見等がございませんか。

八谷委員

よろしいでしょうか。

富田会長

はい。どうぞ。

八谷委員

八谷でございます。

本来であれば、一般機械器具製造業関係は西岡委員の方をお願いをして、私は陶磁器の方に入っておりましたので陶磁器の方の話となりますが、西岡委員がいらっしゃいませんので、一般機械、陶磁器の二つについてお話をさせていただきたいと思います。

いずれの業種も、決して楽観視はできないという状況が続いているというところがございます。コロナ禍の下での苦しさ、それから、ウクライナ問題をはじめとしたところから出てくる原材料、エネルギーの高騰、このあたりが企業物価の上昇というところが非常に大きくのしかかっておりますので、そこをきちんと価格転嫁ができれば、人件費の原資である付加価値が確保できるものと思っております。

また、消費者そのものの動きは、まだまだ私たちの肌感覚ではまだ鈍いなというところがございます。先ほど、労働者代表委員からもおっしゃっておられましたけども、適正価格それから価格転嫁といったところも、大手企業の方々それから中小企業あるいは小規模・零細企業、それぞれの立場での交渉事があるかと思いますが、そこがスムーズに行くように私たちも関係の行政の方々いろいろな話をしながら、形を整えていければと思っております。

それともうひとつ心配があるのが、かなり改善はされておりますが半導体問題、これがまだまだ厳しいところがあります。半導体が入ってこないがために、一般機械にしても電気機械にしても、製品が最終的な完成に追いついていないという状況にあります。これは、ここにいらっしゃる業種の方々だけではなくて、建設業とかお菓子の製造業といったところにも波及をしております。建設業は、例えばトイレとか電子部品を使った部材が入ってこないがために、完工できないという状況でありますし、お菓子の製造業の方々も、オープンとか新しい機械がなかなか入ってこないとか、あるいは壊れたら修理ができないとか、そういう話も聞きますので、そういった面から、普段は当たり前に使っている半導体というのが生活に物凄く密着しているなという感触を持っております。このあたりが少しでも正常化すれば、世の中もう少し明るい兆しができるのではないかと感じております。

いずれにしても、私たちがここで頑張れるところはしっかりと頑張りなが

ら、お互いにいい結果が出せるような形に持っていければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

富田会長

ほかに、いかがでしょうか。

淵上委員

電気の淵上でございます。

今、半導体の話がありましたけれども、半導体にもいろんな種類がありまして、実はメモリーとかエンジンラン系は逆に在庫確保の最中という状況で、価格も下がっておりますし、日本のメーカーさんもそうですが各社在庫確保できている状況で、昨年とはだいぶ状況が変わってきているのかなという状況でございます。今年のいろんな話し合いの中で、実態を踏まえながら一緒に議論させていただければと思います。

先ほどの半導体の話は、恐らくサプライチェーン全体の話ですので、確かに自動車用の半導体とか一部の半導体は、かなり足りないという状況にもありますけれども、そこらへんも踏まえて全体的なサプライチェーンもどのような流れになっていくか、我々としても注視して議論をさせていただければと考えております。

以上です。

富田会長

よろしいでしょうか。

公益側としても、できるだけ充実した情報に基づいた濃い審議ができれば、そのような審議になるように努力をしていきたいと思っておりますので、今回はこれくらいにさせていただきたいと思っております。

それでは、次に議事次第(3)「その他」についてですが、事務局の方から何かございましたらお願いします。

賃金室長

それでは、事務局より説明いたします。

お手元の資料の方は、例年どおりの資料を付けさせていただいております。9ページの資料 から 11ページの資料 の特定最低賃金の決定状況一覧、12ページの資料 から 13ページの資料 の全国特定最低賃金の決定状況一覧、地域別最低賃金については 15ページの資料 、全国の資料につきましては 16

ページの資料、それから17ページの資料に目安額の推移などを付けさせていただいておりますので、御覧いただければと思います。

私の方から、お手元の資料の20ページから21ページに資料「令和4年度最低賃金周知広報状況」と22ページの資料「令和4年度業務改善助成金交付決定実績」について説明いたします。

まず、20ページの資料「令和4年度最低賃金周知広報状況」になりますが、こちらの方は例年の資料と同じですが、1点変わったところがありますので後ほど詳しく説明いたします。

資料の一番上の欄に「(1) 地方自治体に対する広報」について、例年付けさせていただいておりますが、広報誌とホームページの二つに分けております。広報誌とホームページというところで、都道府県の佐賀県と市町20ございます。佐賀県の方につきましては、御覧の通り広報誌、ホームページ共に地域別最低賃金、特定最低賃金、業務改善助成金、全てにおいて掲載の方をしていただいております。ただ、市町につきましては、残念ではありますが広報誌が紙面の制約等の関係もございまして、ホームページの方へシフトしている傾向もありまして、広報誌への掲載が半分を少し超えているような状況と特定最低賃金が半分程度となっております。

ただ、合わせて何らかの形でホームページ等を含めると、両方掲載している市町もございまして、合計で20市町を超えた数字になっておりますが、いずれにしても全ての市町でいずれかに掲載していただきました。

業務改善助成金につきましては、今年度から集計をしているものですので昨年のデータはございません。特に、昨年の9月は集中的取組期間ということで、重点的に取り組みました。御覧のとおり、なかなか広報誌への掲載はしてもらうには至らず、ホームページへの掲載のみに留まっている状況になっております。ただ、ホームページは関心がなければ閲覧しませんので、広報誌を中心に今後ともお願いをしていきたいと考えているところです。

それから、21ページ「(7) その他の方法による広報」について、有線放送というのがありますが一番下の欄になります。いわゆるケーブルテレビになります。特に、4つ労働基準監督署が佐賀労働局下にありますがけれども、ケーブルテレビは結構地域に根ざした放送局網で、特に最低賃金につきましてはかなり関心もありますので、例年どおり、県内9つのケーブルテレビにつきまして取り上げていただき、そのうち、去年は3局でしたが今年は5局につきましては、実際に労働基準監督署の職員が直接出演して最低賃金の改定のPRをさせていただきます。

次年度につきましても、今年度と同様に公民館とか図書館などの公共施設357か所に対して広報に努め、地域に根ざした機関に対して有効利用に努めて

行くこととしています。

次に、22 ページの資料 「令和4年度業務改善助成金交付決定実績」を御覧いただきたいと思えます。こちらの方は、「令和4年度業務改善助成金交付決定実績」ということで、最低賃金を引き上げるための事業です。対象が100人以下の通常コース、それから最低賃金と事業場内の最低賃金の差額が30円以内の事業場を対象としている助成金です。

毎年2月末までの比較になりますが、令和4年度の交付決定件数が32件、交付金額が27,143,000円で、昨年度の状況より交付決定件数、交付金額で減少する見込みとなっております。

実際に、令和3年度からコロナ禍に対応するということで、助成金が拡大された訳ですけれども、車両等についても特殊車両等とか特殊車両だけではなくて一般の自動車で定員11名以上から、今年度に入って7名と更に拡大をした訳ですけれども、昨年度から交付決定件数と交付金額ともに増えていっています。

業務改善助成金については、申請書の種類、様式が結構ありますので、キーマンとなられる社会保険労務士の先生方に対しての広報、それから自治体、労使団体のほか特に個別事業主と接する機会の折、少しでも必要な方に情報が届くように広報に努めてまいることとしております。

私からの説明は、以上です。

富田会長

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

富田会長

よろしいでしょうか。

それでは、私の方からひとつよろしいでしょうか。

20 ページの「令和4年度最低賃金周知広報状況」のところで、一番当事者である労働団体と使用者団体のところが、依頼件数に比べて掲載件数が少ないように思われるのですが、このへんはいかが思われますか。事務局としては、どのように考えていますか。

賃金室長

おっしゃるとおり、こちらにつきましては使用者団体の地域別最低賃金についての掲載は34団体にとどまっています、特定最低賃金については4団体であります。先ほども申し上げましたとおり、ホームページにシフトしている傾向

があります。ホームページのところは、集約等しておりません。

表が見つらいですが、これを見ると合計だと思われかもしれませんが、実際は地方自治体以外は、広報誌のみの集計になっております。説明不足で、申し訳ございません。

広報誌のみの集計になっており、ホームページは入っておりません。そこは集計しておりませんが、自治体と比べるとやはりまだまだ上げていかなければならないと思っております。

今行っていることが、ファックス等が使えないということで、メールを中心に担当者に直接メールして掲載をしていただけますように、何回も繰り返しお願いをしているところです。引き続き行っていきたいと思います。掲載件数を上げるように努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

富田会長

依頼件数が、特に使用者団体の方は140依頼していて、業務改善助成金については「ゼロ」になっていて、依頼件数も多いように思いますけれども、こんなにあるのかという感じもしないでもないですが、何か心当たりとかございませんか。

八谷委員

これは、団体数ではないですね。

賃金室長

団体数です。これは、掲載依頼した団体数です。

八谷委員

これは、各業種の組合とかも含めた数字ですか。

賃金室長

各種業界団体とか事業者団体とかです。

八谷委員

そうすると、私たちでは件数はわかりませんね。

富田会長

確かに、佐賀県庁とか市役所に行ったら、壁に貼ってあるのをよく目にしま

すけれども、私たちも使用者団体とか組合の事務所に行くことはまずありませんのであまり実感がありませんけれども、特に業務改善助成金については、広報が始まって間もないという話でしたので、できればお気づきになった時にできるだけ宣伝をしておいていただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

富田会長

ほかに御質問等がなければ、労働局長より閉会のあいさつをお願いいたします。

労働局長

佐賀地方最低賃金審議会の閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、年度末の一番お忙しい中、私どもの審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

地域別最低賃金につきましては、県内の経済・雇用の状況を見極めつつ、地域における事情を総合的に勘案していただき、32円という引き上げになっているところでございます。

また、本日御報告いただきました特定最低賃金につきましても、御報告いただいたとおりですが、申出3業種とも全会一致ということで、一般機械と電気機械器具製造については33円、陶磁器製造につきましては32円の引き上げとなりまして、地域別最低賃金、特定最低賃金とも、無事に改正にいたったということは、いずれにつきましても皆様方の慎重かつ熱心な御審議をいただいた結果と受け止めております。改めて、感謝を申し上げたいと思っております。

私ども佐賀労働局では、これまでもですが改正最低賃金額の周知はもとより、各企業毎企業内の最低賃金の引上げに向けた生産性向上に取り組む会社さんに対する「業務改善助成金」の支援などに取り組んでいるところでございますが、来年度は最低賃金制度の円滑な運営と賃上げに取り組む会社さんへの支援というものを最重点課題の一つに位置付けまして、労働局内一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

今後とも、皆様の御支援、御協力を賜ることができればと思っております。

結ぶになりますが、改めてこの1年間数々の御尽力いただきましたことに、厚く御礼申し上げますとともに、皆様の御健勝と御多幸を祈念し、また、今年

度で御退任となられる方もいらっしゃいますので、皆様には深く感謝を申し上げまして閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

富田会長

ありがとうございました。

それでは、本日の審議会はこれで終了いたします。

なお、本日の議事録の署名につきましては、労働者側吉岡委員、使用者側八谷委員をお願いします。

委員の皆様、本日はありがとうございました。

閉会

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
